

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：郡山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.2%
全職員	70.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料について、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.2%
本庁課長相当職	98.9%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.1%
31～35年	91.9%
26～30年	92.0%
21～25年	91.4%
16～20年	90.4%
11～15年	92.2%
6～10年	88.4%
1～5年	91.4%

【説明欄】

- ① 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務の職員については、その者の週の勤務時間を常勤の週の勤務時間で除した数（週の勤務時間／38時間45分）を職員数としている。
- ② パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。
- ③ 給料が高い医療職給料表（該当者1名）については、差異への影響が大きいため除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長、市議会議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者）においては、一体的な人事管理のため、合算した数値を掲載している。